【越谷・春日部地区/蓮田南地区/取手・我孫子地区/真岡地区】 2024 年 10 月 1 日以降のご契約内容の変更に関するお知らせ

表題につきまして、ガス事業法に基づき、お知らせいたします。 なお、これらご契約内容の変更について、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

1. 対象のお客さま

越谷・春日部地区/蓮田南地区/取手・我孫子地区/真岡地区にて、当社のガス(ずっともガス契約・ずっともガス温水暖房契約)をご契約中のお客さま

2. 変更内容

昨今の資源価格高騰に伴い、**2024 年 12 月請求分(原則として 11 月検針分)より、以下の通り「請求明細・ 払込書」の発行手数料を変更**いたします。

	11 月請求分	12月請求分
	(原則として 10 月検針分) 以前	(原則として 11 月検針分)以降
請求明細	110 円(税込)/ 月	165 円(税込)/ 月
払込書	165 円(税込)/ 月	220 円(税込)/ 月

[※]請求明細とは、ご希望のあったお客さまに発行しているお知らせとなります。

3. 変更時期

2024年10月1日

<2024年12月請求分(原則として11月検針分以降)より適用>

- ※変更詳細について、対象となるお客さまヘチラシやダイレクトメール等にて順次お知らせを行っております。
- ※周知チラシ「【重要】ご契約内容変更のお知らせ」

東京ガス株式会社 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20